

国民健康保険被保険者証の更新に関するお知らせ

8月1日に被保険者証を更新します。現在お持ちの被保険者証は7月31日で有効期限が切れますので、有効期限が切れた被保険者証は、住所や氏名が見えないよう裁断するなどして処分していただくか、住民環境課に返却していただきますようお願いいたします。

また、既に他の医療保険に加入している場合は、国民健康保険(国保)の離脱の届け出をしていただく必要があります。この届け出がないと、国民健康保険税と他の医療保険の保険料が二重に請求されることになります。また、他の医療保険加入中に国保の保険証を使って診療を受けると、国保が負担した医療費をお返しいただき、加入中の保険にご自身で請求していただくことになります。

国保を離脱する手続きには、次のものが必要となります。

- ①新しく加入した健康保険の被保険者証
- ②養老町国民健康保険被保険者証
- ③個人番号のわかるもの(マイナンバーカードまたは個人番号通知カード)
- ④本人確認書類(マイナンバーカードがない場合)

なお、新しい被保険者証は7月中旬ごろに対象者の世帯に簡易書留にて郵送する予定ですので、旧被保険者証と差し替え忘れのないよう、お気を付けください。

注意事項

※国民健康保険の被保険者で、8月2日以降に70歳に到達する人は、有効期限が誕生月の月末まで(1日生まれの場合は誕生月の前月末)となっています。期限以降の保険証につきましては誕生月の20日前後に簡易書留にて郵送します。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用申し込みした場合も、従来の保険証を引き続き利用できます。

問 住民環境課 ☎32-1104

国民健康保険税の納税通知書発送について

前年中の所得金額や今年度の国民健康保険税率などを基に、国民健康保険税の年税額を決定しました。納税通知書は**7月7日(金)**の発送を予定しています。税率や計算方法については、納税通知書にてご確認ください。

$$\text{年税額} - \text{仮徴収額} = \text{差引徴収額(今後の納付額)}$$

○普通徴収(納付書または口座振替)の人：仮徴収額(1・2期)については5月に通知済です。

○特別徴収(年金天引き)の人：仮徴収額(4・6・8月年金分)については4月に通知済です。

年税額から仮徴収額を差し引いた結果、納め過ぎとなった人には還付について別途通知します。

問 税務課 ☎32-1103

令和5年度の国民年金保険料免除などの申請の受け付けが始まります

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(50歳未満)納付猶予制度」があります。

令和5年度の免除などの受け付けは7月1日から開始され、令和5年7月分から令和6年6月分までの期間を対象として審査をします。

また、平成26年4月から法律が改正され、2年1カ月前の月分まで遡及して免除などを申請することができます。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、免除申請を忘れていたために未納期間がある人は、住民環境課または大垣年金事務所へご相談ください。

保険料の納付や免除などの申請をお忘れの状態、万一、傷害や死亡といった不慮の事態に遭遇した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられませんのでお早めに手続きしてください。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104